平成２６年（フ）第５２号
北海道夕張市末広１丁目92番地８
債務者　関口ハツヱ
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第７４号
北海道室蘭市東町４丁目１番７―202号
債務者　山田　洋子
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第２０９号
岩手県花巻市石鳥谷町中寺林第７地割46番地３
債務者　菅原　正二
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第３２号
山形県鶴岡市双葉町８番６号、前住所山形県鶴岡市切添町５番20号　リバーセレッソ・W201
債務者　伊藤　晶子
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第９５号
群馬県太田市西新町80番地18
債務者　室井　　隆
1　決定年月日時　平成26年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第２０５号
奈良県天理市二階堂上ノ庄町39番地６　レオパレス翔106
債務者　大倉　　鈴
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第５８号
香川県丸亀市富屋町１番地１　さくらハイツ408号
債務者　大林　充之
1　決定年月日時　平成26年８月20日午前11時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第１５８号
長崎県長崎市三原２丁目６番10号
債務者　近藤　美香
1　決定年月日時　平成26年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６９号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷533番地39　山口アパート101
債務者　本山　千鶴
1　決定年月日時　平成26年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７９号
長崎県長崎市小ケ倉町２丁目398番地30　ファミーユ南長崎弐番館205号
債務者　甲斐　千尋
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２３号
愛知県豊川市美幸町１丁目11番地の１　ハイツ美幸Ａ棟107号、従前の住所長野県上伊那郡箕輪町大字三日町1530番地13
債務者　大島　幸典
1　決定年月日時　平成26年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月６日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第３３４１号
大阪府寝屋川市御幸東町33番10号
債務者　石下　賴子
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４８９号
大阪府豊中市庄内栄町４丁目18番５号
債務者　谷口　繭子
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１４号
川崎市宮前区野川3138番地４　ファンテンヒル102、前住所川崎市宮前区東有馬２丁目１番20―409号
債務者　萩原由美子
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２２３号
川崎市川崎区藤崎１丁目31番15号　パル・タカハシ103
債務者　武山　広志
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２３１号
川崎市麻生区細山４丁目13番13号、前住所川崎市多摩区菅仙谷３丁目４番６号　Ａ―103
債務者　豊島　裕子
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係